

計量制度の見直しを 着実に執行

経済産業省産業技術環境局
計量行政室長

吉岡勝彦



2018年(平成30年)の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

今年、引き続き、経済優先、アベノミクス3本の矢が放たれ続け、改革が進められる年であるとともに、生産性革命と人づくり革命を車の両輪とする施策を1つ1つ速やかに実行し、結果を出していく年です。

計量行政室において、計量行政を取り巻く

定を中心におこなう区分を追加いたしました。この改正により、一部の特定計量器について、指定検定期間は、業務の範囲を器差検定および一部の構造検定に限ってその指定の申請が可能となりました。また、器差検定を中心におこなう指定検定期間は、日本全国で検定業務をおこなうことを原則としつつも、決められた地域ブロック内での指定の申請も可能となりました。このような指定検定期間の新しい区分の追加に際し、計量士団体や製造事業者等、関係者の皆様方におかれましては、体制を整備し積極的に指定検定期間に参加いただくことを期待しております。

また、技術革新、社会的環境変化に対応するための環境変化に対応するため、昨年10月1日から自動追加いたしました。自動追加は、指定計量器に追加いたしました。自動追加の検定については、自動捕捉式は2019(平成31)年4月1日から、ホップスケール・充填用自動はかり・コンベヤスケールは2020(平成32)年4月1日から開始されます。現在、これらの技術基準を規定するJISの議論を進めております。自動捕捉式は2018(平成30)年中、その他の3器種は2019(平成31)年中にJIS公示を予定しております。

加えて、規制範囲・規定事項等の再整理・明確化を図るため、検定証印等の年号表記について、和暦表記を改め、西暦表記にするように所要の措置を講じたほか、計量証明事業について、計量法施行規則別表第4に規定する所有すべき機器等の見直しの検討をおこなっており、今後、関係省令の整備を進めていく予定です。

この制度見直しのほかにも、計量行政を巡る国内外の状況の変化に適切に対応していく必要があるのは、これが初めてであり、歴史的な成果と言えるものです。今年11月の国際度量衡総会において新たな定義への移行が決議されたこと、来年5月20日の世界計量記念日を目的に施行することが検討されておりますので、これらに適切に対応してまいります。

変化に対応する新しい計量標準

産業技術総合研究所
計量標準総合センター長

白田 孝



ご繁栄を祈念いたします。また、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご繁栄を祈念いたします。また、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、国内では、法定計量分野において2016(平成28)年11月に計量行政審議会を取りまとめられた答申を踏まえて、(1)民間事業者の参入の促進、(2)技術革新、社会的環境変化への対応および(3)規制範囲・規定事項等の再整理・明確化を目的として、昨年6月に計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令、9月に計量法施行規則の一部を改正する

省令等が交付されました。NMIJでは、関連業務への対応を進めると共に、改正後の制度が滞りなく運用されるよう、関係者皆様のご協力をお願いいたします。

一方、国外に目を向けますと、ここでも大きな変化の始まりとなる出来事がありました。それは、本年から来年2019年にかけて予定されている国際単位系(SI)基本単位の定義改定に向けた動きです。

昨年10月に、フランスのバリにある国際度量衡局(BIPM)において

査規則、基準器検査規則等について所要の改正をおこなう予定です。

国際的な動きとしては、キログラムの定義について、新たな定義への移行が検討されております。この研究には、産業技術総合研究所も参加し、大きく貢献したところであります。

わが国の計量制度について、実行性のある制度設計・運用をおこない、国内外の変化に適切に対応していくためには、地方自治体や計量関係団体等、関係者の皆様方との連携・協力が不可欠です。

今後とも計量関係機関とより一層の緊密な連携のもと、計量行政の執行に取り組みたいと考えております。

2018年(平成30年)の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。また、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、アメリカ大統領の就任、第48回衆議院議員総選挙後の第4次安倍内閣の発足、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の大筋合意など、大きな変化の契機となるような出来事が多い

また、技術革新、社会的環境変化に対応するための環境変化に対応するため、昨年10月1日から自動追加いたしました。自動追加は、指定計量器に追加いたしました。自動追加の検定については、自動捕捉式は2019(平成31)年4月1日から、ホップスケール・充填用自動はかり・コンベヤスケールは2020(平成32)年4月1日から開始されます。

現在、これらの技術基準を規定するJISの議論を進めております。自動捕捉式は2018(平成30)年中、その他の3器種は2019(平成31)年中にJIS公示を予定しております。

加えて、規制範囲・規定事項等の再整理・明確化を図るため、検定証印等の年号表記について、和暦表記を改め、西暦表記にするように所要の措置を講じたほか、計量証明事業について、計量法施行規則別表第4に規定する所有すべき機器等の見直しの検討をおこなっており、今後、関係省令の整備を進めていく予定です。

この制度見直しのほかにも、計量行政を巡る国内外の状況の変化に適切に対応していく必要があるのは、これが初めてであり、歴史的な成果と言えるものです。

今年11月の国際度量衡総会において新たな定義への移行が決議されたこと、来年5月20日の世界計量記念日を目的に施行することが検討されておりますので、これらに適切に対応してまいります。

今後とも計量関係機関とより一層の緊密な連携のもと、計量行政の執行に取り組みたいと考えております。

最後に、皆様方のご健康とご活躍を祈念いたしまして、私の新年のごあいさつとさせていただきます。

本年もNMIJに対する一層のご支援をお願いいたします。

本年もNMIJに対する一層のご支援をお願いいたします。

新年号第1部

新日本百景―自然歳時記
計量関連機関年頭あいさつ
計量関連団体長年頭あいさつ
計量関連機関年頭あいさつ
新春インタビュー 長野計器依田恵夫社長
計量関連団体長年頭あいさつ
寄稿
NMS研究会座談会(1)
署名広告
寄稿、計量新報ギャラリー、社説

①面
②面
③面
④面
⑤面
⑥面
⑦面
⑧面
⑨面
⑩面
⑪面
⑫面
⑬面
⑭面

あらゆる分野の指示計測から警報制御システム、JCSS校正まで

計量法に基づく圧力校正はお任せください
旭計器工業は計量法に基づく圧力のJCSS校正事業者です。
専用の設備とスタッフで校正作業を行います。

マイクロスイッチ付き圧力計
差圧計
隔膜式圧力計
一般型圧力計、隔膜式圧力計、接点付圧力計、差圧計
圧力発信器、バイメタル式温度計、液封式温度計、熱電対
測温抵抗体、レベル計、制御盤、動力盤、計装盤

伝統と信頼で未来にチャレンジする!

旭計器工業株式会社
ASAHI
本社/大阪市北区西天満3丁目13番10号
TEL 06-6362-7531 FAX 06-6361-1351
URL: http://asahigauge.co.jp

JCSS
0301
は、計量法に基づく校正事業者登録制度の窓口です。
当社校正事業部は、圧力区分の登録事業者で、0301は、当社校正事業部の登録番号です。
JCSS登録事業者はISO/IEC 17025を基準として登録されています。

東京営業所/東京都港区芝大門1丁目1番21号
TEL 03-3436-5381 FAX 03-3436-5433
四国営業所/愛媛県新居浜市郷1丁目2番12号
TEL 0897-47-4351 FAX 0897-47-4352